

山梨県公報

第二百七十九号

令和四年
四月二十五日

月 曜 日

目次

告示

○山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置……………一七七

○道路の供用開始……………一七七

○急傾斜地崩壊危険区域の指定(四件)……………一七七

公告

○指定予定保安林の所在不分明通知……………一七九

選挙管理委員会

○政治団体の名称等の届出……………一八〇

○不在者投票を行うことができる施設の指定……………一八二

人事委員会

○令和四年度山梨県職員採用試験(大学卒業程度)の実施について……………一八二

告示

山梨県告示第四百四号

山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)第二条第三項の規定により、附属機関を設置することとしたので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年四月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

附属機関	担任意務	委員の定数	委員の要件	委員の任期	所管課
山梨県郷土伝統工芸品振興協議会	一 山梨県郷土伝統工芸品認定制度に関する事	二十人以内	一 学識経験のある者	令和四年五月一日から令和五年三月三十一日まで	産業労働部 振興課

二 山梨県郷土伝統工芸品の認定並びにその変更及び解除に関する事。	二 経済団体の役員まで
三 その他山梨県郷土伝統工芸品の振興に関して必要な事項に関する事。	三 関係行政機関の職員
	四 その他知事が必要と認める者

山梨県告示第四百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和四年五月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和四年四月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	上野原丹波山線	上野原市桐原字東一〇〇八一番一―地先から上野原市桐原字東一〇〇八九番三地先まで	三九・〇	令和四年四月二十五日

山梨県告示第四百六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置

いて縦覧に供する。

令和四年四月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域 を順次結んだ線及び標柱番号十七号と一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から十七号までの標柱	標柱番号	楽山の1	郡	町村	大字	字	地番
			一	都留市		上谷	鬼久保	一九五〇番二
			二	同		同	楽山	二二三九番
			三	同		同	同	同
			四	同		同	同	同
			五	同		同	同	同
六	同		同	同	同			
七	同		同	同	同			
八	同		同	同	同			
九	同		同	同	同			
十	同		同	鬼久保	同			
十一	同		同	同	一九五二番四			
十二	同		同	同	一九五二番三			
十三	同		同	同	同			
十四	同		同	同	一九五二番二			
十五	同		同	同	一九五二番一			
十六	同		同	同	同			
十七	同		同	同	一九五〇番二			

山梨県告示第百七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県国土整備部砂防課及び峡南建設事務所身延支所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年四月二十五日

急傾斜地崩壊危険区域 を順次結んだ線及び標柱番号二十二号と一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から二十二号までの標柱	標柱番号	保13	郡	町村	大字	字	地番
			一	南巨摩郡	早川町	保	ウムシ	四七七番
			二	同	同	同	同	同
			三	同	同	同	同	同
			四	同	同	同	同	同
			五	同	同	同	同	同
六	同	同	同	同	同			
七	同	同	同	同	同			
八	同	同	同	同	同			
九	同	同	同	同	同			
十	同	同	同	見出	同			
十一	同	同	同	同	五五四番			
十二	同	同	同	同	五五三番			
十三	同	同	同	同	同			
十四	同	同	同	同	同			
十五	同	同	同	同	五五五番二			
十六	同	同	同	同	同			
十七	同	同	同	同	同			
十八	同	同	同	同	五六四番			
十九	同	同	同	ウムシ	同			
二十	同	同	同	同	四七三番二			
二十一	同	同	同	同	同			
二十二	同	同	同	同	四七三番一			

山梨県告示第百八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三

山梨県知事 長 崎 幸太郎

条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所身延支所に備え置いて縦覧に供する。
令和四年四月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域 を順次結んだ線及び標柱番号二十号と一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から二十号までの標柱	標柱番号	郡	市	町村	大字	字	地番						
	一								南巨摩郡	早川町	薬袋	大平	二〇五三番	
	二								同	同	同	同	同	同
	三								同	同	同	同	同	同
	四								同	同	同	同	同	同
	五								同	同	同	同	同	同
六	同	同	同	同	同	同	同							
七	同	同	同	同	同	同	同							
八	同	同	同	同	同	同	同							
九	同	同	同	同	同	同	同							
十	同	同	同	同	同	同	同							
十一	同	同	同	同	同	同	同							
十二	同	同	同	同	同	同	同							
十三	同	同	同	同	同	同	同							
十四	同	同	同	同	同	同	同							
十五	同	同	同	同	同	同	同							
十六	同	同	同	同	同	同	同							
十七	同	同	同	同	同	同	同							
十八	同	同	同	同	同	同	同							
十九	同	同	同	同	同	同	同							
二十	同	同	同	同	同	同	同							

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所身延支所に備え置いて縦覧に供する。
令和四年四月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域 を順次結んだ線及び標柱番号十三号と一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から十三号までの標柱	標柱番号	郡	市	町村	大字	字	地番						
	一								南巨摩郡	南部町	福士	町屋	四四九四番一	
	二								同	同	同	同	同	同
	三								同	同	同	同	同	同
	四								同	同	同	同	同	同
	五								同	同	同	同	同	同
六	同	同	同	同	同	同	同							
七	同	同	同	同	同	同	同							
八	同	同	同	同	同	同	同							
九	同	同	同	同	同	同	同							
十	同	同	同	同	同	同	同							
十一	同	同	同	同	同	同	同							
十二	同	同	同	同	同	同	同							
十三	同	同	同	同	同	同	同							

公 告

● 指定予定保安林の所在不分明通知
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を山梨市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
令和四年四月二十五日

一 指定予定保安林の所在場所及び通知の相手方 山梨県知事 長 崎 幸太郎

指定予定保安林の所在場所	通知の相手方
山梨市牧丘町西保下字小田野三六二八の一（次の図に示す部分に限る。）	佐藤一榮及び萩原一夫

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

四 指定予定保安林の告示

令和四年四月七日山梨県告示第九十五号

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりであった。

令和四年四月二十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
政党の支部

自由民主党山梨県参議院選挙区 第二支部	名称		代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
	永井 学		清水 孝弘	甲府市丸の内二一九一三	令和四年三月十日	令和四年三月十四日	
自由民主党山梨県都留市第一支部	名称		代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
	杉山 肇		内藤 季行	都留市大幡一一一〇	令和四年三月二十一日	令和四年四月五日	
法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体		国会議員関係政治団体の区分		参議院議員			

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
旧	幸福実現党山梨西部後援会	菅原 天真	菅原 天真	富士吉田市中曾根一―三―四五	令和四年一月二 十七日	令和四年三月二 十四日
新	幸福実現党山梨県本部	菅原 天真	鬼塚 裕介	富士吉田市中曾根一―三―四五	令和四年二月二 十七日	令和四年三月二 十四日
旧	富士吉田の未来を創る会	羽田 武信	鬼塚 裕介	富士吉田市上吉田三―一―一五	令和四年三月二 十日	令和四年三月二 十四日
新	樋口孝之後援会生きたる喜びの 会	桑原 久則	菅原 天真	甲斐市玉川一四〇一	令和四年三月二 十四日	令和四年三月二 十四日
旧	紳友会	大谷 和正	菅原 天真	甲斐市玉川一三九四―九	令和四年三月二 十八日	令和四年三月二 十八日
新	棚本邦由後援会	岡部 圭子	菅原 天真	甲斐市玉川一三九四―九	令和四年三月二 十八日	令和四年三月二 十九日
旧	翔英会	白倉 喜夫	小池 英幸	甲斐市玉川一三九四―九	令和四年三月三 十一日	令和四年三月三 十一日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
赤池朗後援会	熊谷真二	赤池朗	南巨摩郡身延町切石一五五	令和三年十二月三十一日	令和四年三月二十五日
飯嶋賢一後援会	飯嶋克仁	杉原強士	山梨市北四六二	令和三年十二月三十一日	令和四年三月三十一日
新しい風山梨	大久保好朗	奥山弘昌	山梨市正徳寺一九〇九	令和四年三月三十一日	令和四年三月三十一日
日本共産党長坂正春後援会	石原剛	野尻正樹	甲府市上石田四一八一〇	令和三年十二月三十一日	令和四年四月四日

山梨県選挙管理委員会告示第二十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。

令和四年四月二十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

施設の名	所在地
地域密着型特別養護老人ホーム 富士山荘まほろば	南都留郡富士河口湖町勝山二九六三番地一

人事委員会

● 令和四年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について
令和四年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）を次のとおり実施する。
令和四年四月二十五日

山梨県人事委員会

委員長 信田 恵三

1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
大学卒業程度	行政Ⅰ	41名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
	行政Ⅱ	2名程度	
	警察行政	8名程度	県警察の各機関に勤務し、警察行政事務に従事する。
	社会福祉Ⅱ	5名程度	主に福祉施設等で利用者（児童）の生活支援等の業務や、児童相談所等で相談支援等の業務に従事する。
	心理	1名程度	主に児童相談所等で心理判定等の業務に従事する。
	薬剤師	3名程度	主に薬事・毒物及び食品衛生等に関する監視等の業務に従事する。
	栄養士	1名程度	主に保健所、県立学校等で栄養指導、給食管理等の業務に従事する。
	化学	3名程度	主に環境、衛生等に関する指導管理、試験研究、検査等の業務に従事する。
	農業	6名程度	主に農業の振興、農業経営の指導援助、農業技術の普及指導・試験研究等の業務に従事する。
	林業	10名程度	主に森林・林業の振興、林業経営・技術の普及指導、県有林の経営管理、造林事業、治山・林道事業、試験研究等の業務に従事する。
	土木	5名程度	主に道路、河川、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	農業土木	4名程度	主に農業農村整備事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	建築	4名程度	主に県庁舎、県立学校等の県有施設（建築設備を含む）の設計・工事監理等の業務や、住宅政策・建築指導等の業務に従事する。
	電気	2名程度	主に発電所、県有施設等の電気設備に関する企画、設計、施工管理、保守管理等の業務に従事する。
	畜産	2名程度	主に畜産の振興、畜産経営の指導援助、畜産技術に関する研究等の業務に従事する。
	保健師	4名程度	主に精神・母子・老人保健、健康づくり、難病・感染症予防対策等の業務に従事する。
	学芸員Ⅱ	1名程度	県立博物館等において、日本中世史を中心とした歴史学の調査研究、展覧会の企画運営、資料等の収集保管、教育普及活動等の業務に従事する。
	文化財主事	2名程度	県文化振興・文化財課及び埋蔵文化財センター等に勤務し、埋蔵文化財発掘調査、研究、史跡及び考古資料の活用、展示等の業務に従事する。
	研究（林業）	1名程度	山梨県森林総合研究所等に勤務し、主に森林・林業に関する研究等の業務に従事する。
	研究（電気）	1名程度	山梨県産業技術センター等に勤務し、主に電気に関する研究等の業務に従事する。
警察鑑定研究（心理）	1名程度	県警察の科学捜査研究所等に勤務し、主に心理に関する鑑定研究等の業務に従事する。	

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者（薬剤師については、昭和62年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者）

イ 平成13年4月2日以降に生まれた者（薬剤師については、平成11年4月2日以降に生まれた者）で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは令和5年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」については、山梨県職員の給与に関する規則（昭和32年山梨県人事委員会規則第7号）別表第四の基準学歴区分の「一 大学卒」に規定する学歴免許等の資格を有する者とする。

ただし、次の試験職種については、それぞれの資格・免許等を必要とする。

試験職種	資格・免許等
社会福祉Ⅱ	社会福祉主事、児童指導員若しくは社会福祉士の資格を有する者又は令和5年3月31日までに資格を有することとなる者（※）
心理	学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院において、心理学を専修する学科（これに相当する課程を含む。）若しくは専攻を卒業若しくは修了した者又は令和5年3月までに卒業若しくは修了見込みの者
薬剤師	薬剤師の免許取得者又は令和5年において最初に実施される薬剤師国家試験により当該免許取得見込みの者
栄養士	管理栄養士の免許取得者又は令和5年において最初に実施される管理栄養士国家試験により当該免許取得見込みの者
保健師	保健師の免許取得者又は令和5年において最初に実施される保健師国家試験により当該免許取得見込みの者
学芸員Ⅱ	学芸員の資格を有する者又は令和5年3月31日までに資格を有することとなる者

※社会福祉主事、児童指導員及び社会福祉士の資格は次のとおりとする。

①社会福祉主事・大学等で厚生労働大臣の指定する科目を3科目以上修めて卒業した者
・厚生労働大臣の指定養成機関又は講習会の課程を修了した者

②児童指導員・山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成24年山梨県条例第63号）第59条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）

ア 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

イ 社会福祉士の資格を有する者

ウ 精神保健福祉士の資格を有する者

エ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

オ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

カ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

キ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会

- ク 学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ク 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- ケ 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、知事が相当と認めたもの
- コ 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が相当と認めたもの

③社会福祉士・厚生労働大臣の行う「社会福祉士試験」に合格した者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

- ア 日本国籍を有しない者（栄養士、保健師、学芸員Ⅱ及び文化財主事は除く。）
 - イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※栄養士、保健師、学芸員Ⅱ及び文化財主事のうち、日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

3 試験案内及び受付期間・時間

- (1) 試験案内開始日
5月9日（月）
- (2) 受付期間
インターネットによる申込
 - ・5月9日（月）から5月24日（火）まで
 - ・5月24日（火）は午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。
- (3) 受付時間
期間中常時受付

4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第 1 次 試 験	6 月 1 9 日 (日) (受付時間) 午前8時30分から午前8時50分まで (受付場所) S 1 号館前	山梨大学甲府キャンパス (甲府市武田四丁目4-37)
第 2 次 試 験	第 1 回	7 月 3 日 (日) 山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5)
	第 2 回	7 月 3 0 日 (土) ~ 8 月 5 日 (金) のうち 指定する 1 日 山梨県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)

※試験日及び試験会場は、変更になる場合がある。
変更する場合は、山梨県／職員採用サイトで公表する。

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内 容
第 1 次 試 験	教養試験 (全試験職種) 【試験時間120分】	行政Ⅱ 以外 40点 行政Ⅱ 20点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。 ・出題数 5 0 題のうち、知能分野 (文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈) 2 0 題を必須解答し、知識分野 (社会科学、人文科学、自然科学) 3 0 題中 2 0 題を選択解答する。
	専門試験 (行政Ⅱ以外) 【試験時間120分】	40点	各試験職種に応じた専門的知識、能力等について、五肢選択式又は記述式による大学卒業程度の筆記試験を行う。(出題分野は別掲のとおり) ・行政Ⅰ及び警察行政は、五肢選択式により出題数 5 0 題のうち 4 0 題を選択解答する。 ・学芸員Ⅱ及び文化財主事は、記述式により全問解答する。 ・その他の試験職種は、五肢選択式により出題数 4 0 題を全問解答する。
	自己アピール試験 (行政Ⅱ) 【試験時間90分】	60点	自らの経験等から得た能力・実績についての記述式による試験を行う。
第 2 次 試 験	人物試験	140点	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて適性検査を行う。 表現力、積極性、創造性等について個別面接 (2 回) を行う。
	論文試験 【試験時間90分】	20点	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について記述式による試験を行う。
	身体検査	—	※令和 4 年度は、実施職種なし。
資格調査	—	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査を行う。

※ 第1次試験合格者は、教養試験及び専門試験（行政Ⅱの場合は、教養試験及び自己アピール試験）の合計得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験の合計得点の高い順に決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区 分	試験種目	基 準
第1次試験	教養試験	得点が配点の3割未満の場合
	専門試験	得点が配点の3割未満の場合

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験の得点により合格者を決定し、なおも同点の場合は、第1次試験の合計得点により合格者を決定する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

ア 第1次試験合格者発表	6月24日（金）
イ 最終合格者発表	8月19日（金）

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、約195,300円（令和4年4月1日現在）である。

採用される職種により、初任給が若干異なることがある。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

(1) 資格・免許を必要とする試験職種にあっては、所定の期日までに資格・免許を取得できない者は、採用候補者名簿から削除する。

(2) 教養試験及び専門試験の例題及び正答番号並びに論文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。

(3) 詳細は、「令和4年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）試験案内」による。

(別掲) 専門試験出題分野

行政Ⅰ	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学（経済原論、経済政策、経済史）、財政学、経営学、社会政策、国際関係
警察行政	
社会福祉Ⅱ	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）、発達心理学、社会調査、疫学、保健統計学
心理	一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、調査・研究法、統計学
薬剤師	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度、実務
栄養士	社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工
農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
畜産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
学芸員Ⅱ	歴史学（日本中世史）、博物館学、古文書判読
文化財主事	考古学、歴史学、民俗学、文化財保護行政論
研究（林業）	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
研究（電気）	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
警察鑑定研究（心理）	一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、調査・研究法、統計学